



KPMG Japan Tax Newsletter

17 July 2020



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

— 納税の猶予制度の特例

I. 特例猶予の概要	2
II. 要件	2
III. 対象となる国税	4
IV. 猶予期間	5
V. 猶予金額	5
VI. 申請手続	6
VII. その他	6

2020年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(緊急経済対策)において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対する税制措置が提案されました。

また、4月30日には、この税制措置の根拠法となる「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下、新型コロナ税法)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(以下、改正地方税法)が成立し、同日に関連政省令と共に公布されました。

このニュースレターでは、緊急経済対策に基づく税制上の措置のうち、国税の納付を猶予する特例について、上記の法律、これに係る政省令及び国税庁より公表された通達等に基づき解説いたします。

(このニュースレターは、2020年6月24日に発行したKPMG Japan Tax Newsletter [「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」](#)でお知らせした納税の猶予制度の特例の内容を、最新の情報に更新したものです。)

I. 特例猶予の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業に係る収入に相当の減少があった納税者に対し、1年間、国税の納付を猶予する特例（以下、特例猶予）が、新型コロナ特法により設けられました。

国税通則法には災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予制度（国税通則法第46条第1項）が設けられていますが、特例猶予は、この納税の猶予制度を基礎として措置された規定です。

特例猶予の概要は以下のとおりです。（詳細はII.以降をご覧ください。）

要件	納税者が以下のいずれにも該当する場合には、国税通則法第46条第1項に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合に該当するものとみなして、納税の猶予が認められる。
	(i) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、2020年2月1日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実があること。
	(ii) その納税者が特定日（2021年2月1日 ^(*) ）までに納付すべき国税の全部又は一部を一時に納付することが困難であると認められること。
対象となる 国税	2020年2月1日から2021年2月1日 ^(*) までに納期限が到来するほぼ全ての国税（印紙で納付する印紙税等は除かれる。） → 施行日（2020年4月30日）前に納期限が到来している国税（すでに納期限が過ぎている未納の国税で、他の猶予を受けているものを含む。）についても、遡ってこの特例を適用することができる。）
猶予期間	納期限から1年以内の期間
担保の提供	不要
延滞税	全額免除
申請手続	原則として、納期限（申告納期限が延長された場合には延長後の期限）までに申請が必要

^(*) 「特定日」は、当初、「2021年1月31日」と定められていましたが、2020年6月26日に公布された政令により、「2021年2月1日」に改正されました。（この改正は、「II. 要件」以降においても同様です。）

II. 要件

1. 要件(i)

要件(i)では、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、2020年2月1日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実があること」が求められています。

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱いについて（法令解釈通達）」（2020年4月30日付）^(*)（以下、特例猶予通達）には、この要件に関する以下の内容が示されています。

^(*) 2020年6月26日付で一部改正通達が発遣され、上記I.で紹介している「特定日」の改正が反映されています。

■ 収入の減少

新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少とは、納税者の事業に係る収入の減少が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に因果関係を有することをいい、たとえば以下の影響により収入の減少があったことをいいます。

- 納税者又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響
- イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響

■ 納税者の事業につき相当な収入の減少があったこと

納税者の事業につき相当な収入の減少があったこととは、以下のAがBに比しておおむね20%以上減少していると認められることをいいます。

A	調査期間の収入金額
B	Aの調査期間の直前1年間における調査期間に対応する期間 ^{(*)1} の収入金額 ^{(*)2}

^{(*)1} 調査期間に対応する期間がない場合は、2020年1月以前でその期間に近接する期間その他調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間

^{(*)2} 調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前1年間の収入金額を12で除し、これを割り当てる方法その他適当な方法により算定した金額

なお、国税庁から公表されている、「国税の納税の猶予制度FAQ」(2020年7月1日一部更新)(以下、納税猶予FAQ)^(*)によれば、収入の減少率が20%未満の場合であっても、今後、さらに減少率の上昇が見込まれるときなどは、これを勘案して総合的に判断されることが示されています。

^(*) <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>

【用語の意義】

調査期間	2020年2月1日から猶予を受けようとする国税の納期限 ^{(*)1} までの間 ^{(*)2} の任意の期間 (連続した1ヵ月以上のものに限られます。) ^{(*)1} 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税についてはその法定納期限とし、国税通則法第11条(災害等による期限の延長)の規定によりこれらの期限が延長された場合には、その延長後のもの ^{(*)2} 2020年4月30日から2ヵ月を経過した日前に納期限が到来する国税にあっては、2020年2月1日からその猶予の申請期限までの間
------	---

納税猶予FAQによれば、任意の期間は暦どおりの月に限られず、月の途中からの1ヵ月(たとえば3月15日から4月14日)でも認められます。

収入金額	<ul style="list-style-type: none"> 納税者の事業上の売上その他の経常的な収入についてはその額を含めるが、臨時的な収入である各種給付金はその額を含めない。 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置の影響により納税者が収入すべき対価の額を減免した場合は、その減免した額は収入金額に含めない。 たとえば、不動産賃貸人が政府の要請に基づき賃借人が支払うべき賃料の支払を納期限まで引き続き猶予していると認められる場合における収入金額の計算に当たっては、調査期間における賃料収入に計上される額からその猶予していると認められる賃料の額を控除する。
------	--

■ その他これに類する事実

「その他これに類する事実」とは、たとえば納税者が個人である場合には、その納税者の給与収入につき相当な収入の減少があったと認められること等をいいます。（特例猶予通達には、納税者が法人の場合における例は示されていません。）

2. 要件(ii)

要件(ii)では、「その納税者が特定日(2021年2月1日)までに納付すべき国税の全部又は一部を一時に納付することが困難であると認められること」が求められています。

特例猶予通達には、この要件に関する以下の内容が示されています。

■ 納付することが困難であると認められること

納付すべき国税の全部又は一部を一時に納付することが困難であることとは、以下のケースをいいます。

全部を一時に納付することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> 納付すべき国税を納付する資金がないこと。 納付すべき国税を納付する資金を運転資金等(納税者の事業の継続のために必要な少なくとも今後6ヵ月間の運転資金並びに納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活の維持のために必要な少なくとも今後6ヵ月間の費用)に充てた場合に国税を納付する資金がないこと。
一部を一時に納付することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> 納付すべき国税の全額を納付する資金がないこと。 納付すべき国税を納付する資金を運転資金等に充てた場合に国税の全額を納付する資金がないこと。

III. 対象となる国税

特例猶予の対象となる国税は、特定日(2021年2月1日)までに納付すべき次に掲げる国税です。

(i)	次に掲げる国税の区分に応じ、それぞれ次に定める日以前に納税義務の成立した国税 ^(*) で、納期限 ^(**) が2020年2月1日以後に到来するものうち、納税者による申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの	
	(a)	源泉徴収等による国税等 特定日の属する月の末日: 2021年2月28日
	(b)	(a)に掲げる国税以外の国税 特定日: 2021年2月1日
(ii)	特定日(2021年2月1日)以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税でその納期限が2020年2月1日以後に到来するものうちその申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの	
(iii)	予定納税に係る所得税、法人税・地方法人税・消費税の中間申告書に係るこれらの国税等でその納期限が2020年2月1日以後に到来するもの	

(*)1 印紙で納める印紙税及び一定の登録免許税等を除く。

(*)2 納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限

具体的には、たとえば以下の国税は特例猶予の対象となります。

- 納期限が2020年7月31日となる個人事業者の所得税の予定納税1期分
- 納期限が2020年8月31日となる個人事業者の消費税の中間申告分
- 納期限が2020年11月30日となる2021年3月末決算法人の法人税・消費税の中間申告分
- 納期限が2021年2月1日となる2020年11月末決算法人の法人税・消費税の確定申告分

なお、納税猶予FAQIには、以下の留意点が示されています。

- 具体的な納期限が期間内にあればよく、たとえば、修正申告や告知・決定などにより生じた税金であっても特例猶予の対象となる。
- 税務署長への申請により申告・納付期限が延長されている場合は、延長後の納期限が2020年2月1日から2021年2月1日までに到来するものが、特例猶予の対象となる。

IV. 猶予期間

特例猶予により納税が猶予される期間は、納期限(*)から1年(上記III.(iii)の国税等についてはその確定申告期限までの期間)を限度として、納税者が申請した期間とされます。

なお、猶予の申請をした納税者の新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実の状況及びその国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である状況を勘案して、その猶予期間が定められます。

(*) 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限

V. 猶予金額

特例猶予により納税が猶予される金額は、納付すべき国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である場合における、その納付することが困難な金額として次の(i)の額から(ii)の金額(0円に満たない場合は0円)を控除した金額とされます。

(i)	納付すべき国税の額
(ii)	(a) - (b)の金額
	(a) 納税者の納付能力を判定した日において納税者が有する現金、預貯金等の価額に相当する金額
	(b) その事業の継続のために必要な少なくとも今後6ヵ月間の運転資金の額(納税者が法人の場合)

なお、納税猶予FAQIには、上記(b)の運転資金の額以外にも事業継続のため必要な臨時支出が見込まれれば、その見込まれる金額を運転資金の額に加算することができる旨が示されています。

VI. 申請手続

1. 申請期限

特例猶予の適用を受けようとする納税者は、納税の猶予申請書(特例猶予用)等を以下の申請期限までに提出する必要があります。

	申請期限の原則	経過措置 新型コロナ特法の施行日(2020年4月30日)から2か月を経過した日(2020年7月1日)前に納付すべき国税である場合
原則	猶予を受けようとする国税の納期限 ^(*)	2020年4月30日から2か月を経過する日(2020年6月30日)
特例	税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請も認められる。	税務署長においてやむを得ない理由があると認める場合には、2020年4月30日から2か月を経過した日(2020年7月1日)以後にされた申請も認められる。

(*) 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限

なお、上記の「特例」における「やむを得ない理由」とは、特例猶予通達によれば、納税者が事業につき新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことに伴う貸付けを受けるための手続を行っていたこと等により申請ができなかったことをいいます。

2. 申請書類

納税の猶予申請書(特例猶予用)のほか、(i)新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類及び(ii)財産目録等も併せて提出しなければならないこととされています。

納税猶予FAQには、上記(i)及び(ii)の書類として以下の書類等が挙げられています。

- 本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿(会計ソフトから出力した収支状況が記載された書類(例: 試算表)でも可)
- 手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳

VII. その他

1. 納付方法

猶予された国税は、猶予期間中の任意の時期に納付することができるとともに、分割納付することもできます。

なお、その猶予期間内に納付することができない場合で、従来の納税の猶予等を適用することができるときは、分割納付することも認められます。

2. 地方税

地方税においても、国税と同様の措置(徴収猶予の特例)が設けられました。(2020年7月17日現在、徴収猶予の特例における「特定日」は「2021年1月31日」と規定されています。今後、国税と合わせ、「2021年2月1日」に改正されることが考えられます。)

なお、虚偽の申告をした場合等一定の場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとされています。

KPMG税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東

塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.